

日液協第25～98号
平成26年3月31日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

バルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化のための関係省令及び
告示の改正に対する意見募集について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、経産省のホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

今回の改正は、バルク貯槽等の20年検査が保安を確保しつつ合理的かつ効率的に行われるようにするためのもので、液石法施行規則及びバルク告示の改正案が示されたものです。

本改正につきましてご意見がある場合は、同ホームページに掲載の意見募集要領に基づきご提出（4月18日締切）をいただくとともに、当協議会にも写しをご送付くださいますようお願いいたします。

なお、今回、日本LPガス団体協議会（日団協）内にワーキング・グループを設置し、LPガス業界としての検討・要望等を行い、改正案はその内容が踏まえられたものとなっています。

主な改正の概要は別添のとおりですが、詳細は経産省ホームページに掲載されている説明資料をご参照ください。

敬 具

記

○経産省ホームページ掲載アドレス

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595114028&Mode=0>

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：飯田、岩田）

別添

◎ 主な改正の概要（詳細は経産省ホームページの説明資料をご参照ください）

・ 特定供給設備の許可における貯蔵能力の特例〔規則第 21 条第 2 項〕

告示検査に先だち貯蔵能力 980kg のバルク貯槽に 50 kg 容器を数本仮設してバルク貯槽内の LP ガスをできる限り消費しようとする、合算した貯蔵能力が 1,000kg を超えるため、特定供給設備の許可及び完成検査の義務が課される。

このため、バルク貯槽に LP ガスを充填できないように封印する等の措置を講じたときは、当該バルク貯槽に貯蔵されている LP ガスの数量を貯蔵能力として特定供給設備の定義を適用し、特定供給設備の許可及び完成検査を免除する。

・ 液化石油ガス設備工事の届出における貯蔵能力の特例〔規則第 87 条第 2 項〕

告示検査に先だち貯蔵能力 490kg のバルク貯槽へ 50 kg 容器を数本仮設してバルク貯槽内の LP ガスをできる限り消費しようとする、合算した貯蔵能力が 500kg を超えるため、液化石油ガス設備工事の届出の義務が課される。

このため、上記の特定供給設備の特例と同様の考え方で液化石油ガス設備工事の届出を免除する。

・ 内面について行う非破壊検査〔告示第 1 条第 1 項第 2 項イ(1)〕

貯蔵能力 2,900kg 以上のバルク貯槽には、高圧ガス貯槽と同じように内面から非破壊検査を行う検査穴を備えたものがあるが、告示検査では外面の非破壊検査を行うこととされている。

このため、内部で作業できるバルク貯槽は、外面に代えて内面の非破壊検査を行うことができる規定を設ける。

・ 附属機器等の告示検査期間の延長〔告示第 1 条第 2 項第 1 号〕

告示検査の期間は製造日から起算されるが、附属機器はバルク貯槽に先だち製造されるため、附属機器の期限の方が早く到来する。バルク貯槽の告示検査の期限は、最も早く製造された附属機器の製造の日をもって管理する必要があるが、附属機器は種類が多く、製造の日も様々なので管理が煩雑になる。

このため、附属機器の告示検査の期間が経過後 1 年以内に、当該附属機器が設けられたバルク貯槽の告示検査の期間の最終日が到来するときには、附属機器の告示検査の期間を延長して、バルク貯槽等の告示検査に合わせて行えるようにする。